

は　じ　め　に

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」が施行される以前から、自動車運転代行業は飲酒した者に代わって自動車を運転する役務を提供する事業として、飲酒運転の防止に一定の役割を果たしていましたが、その一方で自由に営業することができたため、交通事故の多発や自タク行為等の不法行為が問題視されるようになりました。このことから、自動車運転代行業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的に同法律が制定され、平成14年6月1日に施行されました。

この法律及び関係規程には、損害賠償措置を講ずべき義務、帳簿等の備付け義務、変更の届出義務等、自動車運転代行業を営む者が遵守しなければならないことが定められており、その遵守事項等に違反した場合は、刑事処分（罰金、懲役等）を受ける場合があるほか、行政処分（指示、営業停止等）の対象となり、罰金以上の刑を受けると自動車運転代行業の欠格要件に該当し、認定が取り消される等の処分があるため、自動車運転代行業を営む上においては自動車運転代行業に關係する法律や関係規程等を熟知しておく必要があります。

しかしながら、自動車運転代行業に關係する法律や関係規程等は多岐に渡り、その内容を理解することが難しい部分もあるため、本書では、それらの関係規程等を要約し、自動車運転代行業者が最低限行うべき内容について掲載しています。

自動車運転代行業者の遵守事項にチェック欄を設け、適性な業務を行っているかどうかの確認ができるようになっていますので、本書を熟読するとともに十分活用していただき、法令等を遵守した適正な業務運営を行ってください。

第1章 遵守事項

自動車運転代行業者の遵守事項

(以下、このハンドブックにおいて「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」を「法」と言う。)

1 利用者の保護等に関すること

(1) 標識の掲示義務 (法第6条)

標識を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

標識については、奈良県警察ホームページに様式が掲載されているため、ダウンロードした上、事業者において作成すること。

チェック 標識は営業所の見やすい場所に掲示しているか。

(2) 料金の掲示 (法第11条)

営業の開始前に利用者から収受する料金を定め、これを営業所において利用者に見やすいように掲示しなければならない。

チェック 料金表は営業所の見やすい場所に掲示しているか。

(3) 損害賠償措置を講ずべき義務 (法第12条、国土交通省関係規則第3条)

代行運転自動車（客車）の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体、財産の損害を賠償するための措置で、国土交通省令で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。（損害賠償責任保険（共済）契約の締結）

※ 国土交通省令で定める基準 (国土交通省告示第421号)

- ・ 対人損害賠償 1人につき 8,000万円以上
- ・ 対物損害賠償 1事故につき 200万円以上
- ・ 車両損害賠償 1事故につき 200万円以上

チェック 基準を満たす保険（共済）契約を締結しているか。

(4) 約款の掲示 (法第13条、国土交通省関係規則第4、5条)

営業の開始前に約款を定め、これを営業所において利用者に見やすいように掲示しなければならない。

※ 国土交通大臣が定めた標準自動車運転代行業約款を使用する場合は届出を行う必要はないが、標準自動車運転代行業約款以外の約款を使用する場合は、当該約款の実施予定日の30日前までに自動車運転代行業約款設定（変更）届出書を都道府県知事（奈良県知事）に提出する必要がある。

(標準自動車運転代行業約款：12～13ページ参照)

チェック 標準自動車運転代行業約款又は都道府県知事に届出を行った約款を営業所の見やすい場所に掲示しているか。

(5) ウェブサイトへの掲載 (法第6条、第11条、第13条)

作成した「標識」「料金」「約款」を画像データに変換した上で、事業所のウェブサイトのトップページの見やすい箇所に掲載しなければならない。

ただし、

- 随伴用自動車の台数が1台以下の場合
 - 事業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- には、標識等をウェブサイトに掲載する義務はない。

チェック  事業所のウェブサイトのトップページに「標識」「料金」「約款」を掲載しているか。

(6) 代行運転役務提供条件の説明 (法第15条、国土交通省関係規則第6条)

利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、業者の氏名又は名称及び従事者の氏名、料金表に基づく料金の内容、支払い料金の概算額、約款の概要、随伴用自動車で白タクに該当する行為はできないこと、その他の代行運転役務の提供の条件について利用者に口頭及び書面を交付して説明し、その説明に従って代行運転役務を提供しなければならない。

ただし、利用者が代行運転役務の提供の条件を既に十分に知っていることその他の事情により利用者の了解がある場合（常連客の場合等）は、口頭又は書面の交付により行うことで足りる。

(説明書の様式例：14～15ページ参照)

チェック  代行運転役務の提供条件等に関する内容を記載した書面を作成し、随伴用自動車に備付け等をしているか。

チェック  利用者に代行運転役務の提供条件等の説明を行い、その説明内容を記載した書面を交付しているか。
(常連客等には口頭説明又は書面交付で可)

2 代行運転自動車及び随伴用自動車の表示等について

(1) 代行運転自動車標識の表示 (法第16条、国家公安委員会関係規則第13、14条)

利用者に代行運転役務を提供するときは、代行運転自動車（客車）に国家公安委員会規則で定める標識を表示しなければならない。

(代行運転自動車標識：16ページ参照)

表示方法

前面及び後面の地上0.4メートル以上1.2メートル以下の位置にそれぞれ前方または後方から見やすいように表示すること。

ただし

代行運転自動車(客車)の車体の材質又は状態その他の事情に照らして、当該標識を付けることが困難又は不適当な場合は、当該標識を代行運転自動車の前面の見やすい箇所に掲示することをもってこれに代えることができる。(ダッシュボード上に掲示等)

チェック 代行運転自動車標識を随伴用自動車に備付けているか。 □

チェック 代行運転自動車標識を代行運転自動車(客車)に表示しているか。 □

(2) 随伴用自動車の表示等 (法第17条、国土交通省関係規則第7条)

随伴用自動車に、公安委員会の認定を受けて自動車運転代行業を営んでいる旨の表示をしなければならない。

の表示事項 の随伴用自動車	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 自動車運転代行業者の名称又は記号 <input type="radio"/> 認定を行った公安委員会名及び認定番号 <input type="radio"/> 「代行」 <input type="radio"/> 「随伴用自動車」
表示方法及び表示箇所	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 横書き <input type="radio"/> 各文字の大きさは原則として同じ大きさで、縦横それぞれ5センチメートル以上 <input type="radio"/> 車体の両側面にペンキ等(ペンキ、カッティングシート等容易に剥がすことのできない物)で随伴用自動車の表示事項を表示 <p style="margin-left: 2em;">※ ペンキ等に含まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペンキ ・カッティングシート、切文字シール、マーキングフィルム ・ステッカー <p style="margin-left: 2em;">※ ペンキ等に含まれないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガムテープ等による貼り付け ・マグネット板を接着(貼り付け等)したもの <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> マグネット板による表示は、剥がれないように接着している場合であっても不可(平成25年3月31日以前に増車や入替等を行った車両で既にマグネット板による表示をしているものを除く)。また、後部座席の左右の窓のみの表示は不可。ただし、左右車体部に正しく表示した上で、後部座席左右窓及びリヤガラスに表示するのは可 </div> <p style="margin-left: 2em;">※ 随伴用自動車に旅客自動車運送事業の用に供する自動車(タクシー、介護タクシー等)を使用する場合、随伴用自動車の表</p>

	示事項は、表示板をマグネット等により車体の両側面に貼り付けて表示する。
着 す る 場 合 に 表 示 灯 を 装 す	<p>表示灯（行灯）を装着する場合は、表示灯に「代行」の文字を見やすく表示すること。 他の文字と併記するときは、「代行」の文字を他の文字の大きさ以上の大さで表示すること。</p>
る 遵 守 事 項 に 表 示 す る	「タクシー」その他旅客自動車運送事業の用に供する自動車であると誤認させるおそれのある事項を随伴用自動車に表示し、又は当該事項を表示した表示板を装着してはならない。

(随伴用自動車の表示事項及び表示箇所：17ページ参照)
 (表示灯を装着する場合の表示方法：18ページ参照)

チェック  随伴用自動車の車体の両側面に、随伴用自動車の表示事項をペンキ等により表示しているか。

3 運転代行業務の従事制限及び運転代行業務従事者への指導等に関すること

(1) 運転代行業務の従事制限（法第14条）

ア 以下の法第3条第1号から第4号までのいずれかに該当する者、心身の故障により運転代行業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるものを運転代行業務に従事させてはならない。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、又は、運転代行業法により、若しくは道路運送法（白タク行為等）、道路交通法（最高速度違反、飲酒運転、過労運転、放置駐車（駐停車）違反）の下命容認行為、若しくは、道路交通法の使用制限違反をして、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- ③ 最近2年間に法に基づく営業停止命令や廃止命令に違反した者
- ④ 暴力団関係者等

イ 精神機能の障害により法第2条第1項に規定する自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者

チェック  運転代行業務に従事させる者に聞き取り等を行い、従事制限に該当していないことを確認しているか。

(2) 運転代行業務従事者に対する指導 (法第18条、国土交通省関係規則第8条第1項)
運転代行業務従事者に対し、運転代行業務を適正に実施させるため、下記事項について指導しなければならない。

- ① 料金の収受方法
- ② 自動車運転代行業約款の内容
- ③ 代行運転役務の提供の条件の説明方法
- ④ 随伴用自動車の表示等に関する事項
- ⑤ 自動車運転代行業が旅客自動車運送事業と異なること、その他道路運送法第4条、43条（旅客自動車運送業（タクシー業等）の許可を受ける義務）及び第78条（自家用自動車による有償運送（タクシー類似行為）の禁止）の遵守に関する事項

チェック  運転代行業務従事者が業務に就く前に、規定の指導事項について指導を行っているか。

チェック  運転代行業務従事者に対し、定期的に規定の指導事項等について指導を行っているか。

(3) 安全運転に関する事項 (法第19条、道路交通法読替)

- ① 安全運転管理者等の選任義務

営業所ごとに安全運転管理者を選任しなければならない。

10台以上の随伴用自動車を使用する営業所ごとに、その台数に応じた人数の副安全運転管理者を選任しなければならない。

【副安全運転管理者選任数】

10台～19台	1人	40台～49台	4人
20台～29台	2人	50台～59台	5人
30台～39台	3人	60台～69台	6人

※ 隨伴用自動車10台ごとに1人副安全運転管理者が必要！

チェック  営業所ごとに安全運転管理者を選任し、安全運転管理を行うための必要な権限を与えていたか。

チェック  営業所の随伴用自動車が10台以上ある場合、台数に応じた副安全運転管理者を選任し、必要な権限を与えているか。

② 安全運転管理者の業務

運転代行業務従事者に対する交通安全教育、運行計画の作成、運行日誌の管理等、自動車の安全な運転を確保するための安全運転管理業務を行わなければならない。

【安全運転管理者の業務】

- 1 交通安全教育指針に従った運転に関する技能・知識、その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導する。
- 2 自動車の運転に関する運転者の適性・技能・知識をはじめ道路交通法等の遵守状況を把握するための必要な措置を講ずる。
- 3 最高速度違反、過労運転、駐停車違反等を防止するとともに、安全な運転の確保に留意した運行計画の作成
- 4 長距離運転等で過労等により安全な運転ができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置する。
- 5 異常気象等により、安全運転に支障が生じるおそれがあるときは、安全確保に必要な指示や措置を講ずる。
- 6 運転者に対して点呼等を行い、日常点検整備の実施や正常な運転ができるなどを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与える。
- 7 運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転終了時に運転者に記録させる。
- 8 運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（国家公安委員会が定めるもの）を用いて酒気帯びの有無の確認を行い、その記録を1年間保存する。
- 9 アルコール検知器については常時有効に保持する。

チェック

安全運転管理者は、運転代行業務従事者に対する交通安全教育や運行管理等を適切に行っているか。

③ 安全運転管理者等講習の受講

自動車運転代行業者は、公安委員会から安全運転管理者等講習を行う旨の通知を受けたときは、安全運転管理者（副安全運転管理者）に安全運転管理者等講習を受けさせなければならない。

チェック

公安委員会から安全運転管理者等講習の開催通知を

受けた際は、安全運転管理者（副安全運転管理者） に講習を受けさせているか。

④ 酒気帯び確認結果の記録保存

前記のとおり、自動車運転代行業者には、随伴用自動車の台数に応じた安全運転管理者等の選任が義務付けられているが、安全運転管理者等の業務として、運転業務前後にアルコール検知機を用いた酒気帯び確認を行う必要があり、その確認結果については、1年間保管が義務付けられている。

なお、酒気帯び確認の内容の記録については、次の事項について記録すること。

- ・ 確認者名
- ・ 運転者
- ・ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ・ 確認の日時
- ・ 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）
- ・ 酒気帯びの有無
- ・ 指示事項
- ・ その他必要な事項

チェック  従業員の運転業務開始前後に、検知機を使用したアルコールチェックを行い、確認結果を1年間保管しているか。

⑤ 自動車運転代行業者の義務

- ・ 安全運転管理者（副安全運転管理者）及び運転代行業務従事者に対し、速度違反、駐車違反、過労運転等の違反行為をさせず、道路交通法令を遵守させるように努めなければならない。
- ・ 運転代行業務における自動車の運転者に対し、無免許運転、最高速度違反、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、駐停車違反行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

チェック  運転代行業務従事者に対し、速度違反や駐停車違反をせざるを得ないような無理な運行計画や指示を与えていたり、そのような状況を黙認していないか。

4 営業所に備えておく帳簿等（法第20条）

営業所ごとに以下の帳簿又は書類を備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。

（1）運転代行業務従事者の名簿（雇用中は保存し、退職後も2年間保存）

① 記載事項（国家公安委員会関係規則第16条第1号）

- ・ 氏名、住所、生年月日
- ・ 運転代行業務従事者となった年月日
- ・ 運転免許の種類、運転免許証番号、運転免許証有効期間の末日

② 写真の貼付（国土交通省関係規則第9条第4号）

名簿作成前6ヶ月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦3.6cm以上、横2.4cm以上の大きさの写真を貼り付けること（運転免許証のコピーを貼付している場合であっても、別途写真を貼付しておくこと。）。

（運転代行業務従事者名簿の様式例：20～21ページ参照）

チェック  運転代行業務従事者の名簿を作成し、備え付けているか。

（2）誓約書（国家公安委員会関係規則第15条第2号）（雇用中は保存）

運転代行業務従事者が法第3条第1号から第4号（前記3（1）①～④）までのいずれにも該当していないことを運転代行業務従事者が誓約した書面

（誓約書の様式例：22ページ参照）

チェック  運転代行業務従事者が、運転代行業務の従事制限に該当していないことを誓約した誓約書を備え付けているか。

（3）運転代行業務従事者ごとの乗務記録（記載した日から2年間保存）

（国家公安委員会関係規則第15条第3号、国土交通省関係規則第9条第3号）

下記の事項を記載した乗務記録を運転代行業務従事者がそれぞれ作成する。

- ① 従事者及び同伴者の氏名
- ② 始業日時及び終業日時
- ③ 代行運転役務の開始及び終了日時及び場所並びに主な経過地点及び運転した距離
- ④ 運転した自動車が代行運転自動車であるか随伴用自動車であるかの別
- ⑤ 休憩又は仮眠をした場合には、その日時及び場所
- ⑥ 交通事故が発生した場合には、その日時及び場所並びに概要
- ⑦ 随伴用自動車の登録（車両）番号
- ⑧ 収受した料金の額

※ 乗務記録は運転代行業務従事者ごとに作成するものであるため、従事者が2名であれば2名分、4名従事すれば4名分の乗務記録を作成しなければならない。

（自動車運転代行業務乗務記録の様式例：23～27ページ参照）

チェック  運転代行業務従事者ごとに必要事項を記載した乗務記録を作成し、備え付けているか。

(4) 苦情処理に関する帳簿（作成の日から2年間保存）

（国土交通省関係規則第9条第1号）

下記の事項を記載した帳簿を備え付けること。（苦情の受理がない場合は、様式を備え付けておくこと。）

- ① 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先並びに苦情の内容
- ② 原因究明の結果
- ③ 苦情に対する弁明の内容
- ④ 改善措置
- ⑤ 苦情処理を担当した者

（苦情処理簿の様式例：28～29ページ参照）

チェック

苦情処理に関する帳簿（苦情処理簿）を備え付け
ているか。



(5) 運転代行業務従事者への指導事項を記載した帳簿（作成の日から2年間保存）

（国土交通省関係規則第9条第2項）

前記3（2）の事項について運転代行業務従事者に指導を行ったときは、以下の事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

- ① 指導を行った者及び受けた者の氏名
- ② 指導を行った日時
- ③ 指導を行った場所
- ④ 指導内容

※ 運転代行業務を行う上で必要となる指導事項であることから、運転代行業務従事者全員に最低1回は指導を行わなければならない。

（運転代行業務従事者に対する指導記録簿の様式例：30～31ページ参照）

チェック

運転代行業務従事者への指導状況について必要事項
を記載した指導記録簿を作成し、備え付けているか。



5 認定申請書記載事項に変更が生じた場合の届出

（法第8条、国家公安委員会関係規則第8～10条）

(1) 認定申請書記載事項に変更があったときは、変更に関する事項を記載した変更届出書を10日以内（届出の期限が行政機関の休日に当たるときはその翌日）に主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会（管轄の警察署）に提出しなければならない（戸籍謄本や登記事項証明等を添付すべき場合は、20日以内）。

認定申請書記載事項

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- ③ 損害賠償措置関係（締結期間の更新、保険会社の変更、内容変更等）
- ④ 安全運転管理者・副安全運転管理者の氏名及び住所
- ⑤ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- ⑥ 随伴用自動車に関する事項（車両の入替、増車、減車、登録番号変更等）

(2) 変更内容が標識記載事項に該当する場合は、事業所において標識の書き換えを行うこと。

- ・ 標識記載事項………氏名又は名称、住所

(変更届出要領等：32～44ページ参照)

チェック  認定申請書記載事項に変更が生じた場合、その都度
□
滞りなく変更届出書を提出しているか。

※ 変更届出書は、変更事項が発生した日ごとに作成して提出しなければならない。

6 廃業等の届出（法第9条、国家公安委員会関係規則第10条）

自動車運転代行業を廃止したときは、その事由の発生の日から10日以内に廃業等届出書を主たる営業所を管轄する公安委員会（管轄の警察署）に提出しなければならない。

(廃業等届出書の様式：45ページ参照)

7 代行運転自動車を運転する者の第二種免許取得義務（道路交通法第86条第5項、第6項）

- ・ 代行運転普通自動車（客車）を運転しようとする者は、普通第二種免許を受けなければならない。
- ・ 大型第二種免許又は中型第二種免許を受けた者は、代行運転普通自動車を運転することができる。

チェック  客車を運転する者の第二種免許取得状況を確實に
□
確認しているか。

8 認定申請について（法第4条、国家公安委員会関係規則第3条～5条）

認定を受けようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に申請しなければならない。

(自動車運転代行業の認定申請要領等：49ページ参照)

(1) 提出書類

- ・ 個人の場合…50ページ参照
- ・ 法人の場合…51ページ参照

(2) 手数料金額

12,000円

令和 年 月 日

業者名

標準自動車運転代行業約款

平成14年5月24日

国土交通省告示第455号

(適用範囲)

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第2条 利用者は、当社の運転者（代行運転自動車（代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。）を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(代行運転役務の提供)

第3条 当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役務を提供します。

(代行運転役務の提供及びその継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 代行運転自動車がないとき。
- (3) 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- (5) 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- (6) 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- (8) 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- (9) 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を來す行為を行ったとき。
- (10) 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- (11) 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

(料金)

第5条 当社が收受する代行運転役務の提供の料金は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき営業所に掲示するとともに、利用者に対してあらかじめ提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

(料金の収受)

第6条 当社は、代行運転役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。

2 当社は、料金を收受した場合であって利用者の求めがあったときは、收受した料金の額を記載した領収証を発行します。

(利用者及び第三者に対する責任)

第7条 当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車（以下「代行運転自動車等」という。）の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第7条の2 当社は、前条第1項で定める代行運転自動車等の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。

(1) 代行運転自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上、車両二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

(2) 随伴用自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

2 当社は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、前項に定める損害を賠償するための措置の概要を利用者に書面により提示して説明します。

第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

(利用者の責任)

第10条 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

(法第15条関係)

代行運転役務の提供の条件に関する説明書 ~ 様式例 ~

事業者名	所在地	連絡先
		電話
運転代行業務従事者の氏名		
適用する料金の内容		
適用する自動車運転代行業約款		当社は、国土交通大臣が定めた「標準自動車運転代行業約款」(平成14年5月24日告示第455号)を適用しています。概略は裏面に記載しています。
損害賠償措置	代行運転自動車に起因する場合	対人： 円 、 対物 円 車両： 円
	随伴用自動車に起因する場合	対人： 円 対物： 円
その他：お客様は随伴用自動車に乗車できません。		

(裏面の例)

標準自動車運転代行業約款の抜粋

- 1 運行の安全確保のために行う係員の指示には従って下さい。
- 2 次の場合には、代行運転役務の提供及びその継続を拒絶することがあります。
 - ・道路交通法、道路運送法等の規定や公の秩序若しくは善良の風俗に反する場合。
 - ・係員が行う運行の安全確保のための措置に従わないとき。
 - ・泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- 3 利用者の求めがあったときは、收受した料金の額を記載した領収証を発行します。
- 4 当社は代行運転自動車及び随伴用自動車の運行によって、利用者や第三者の身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかつたこと、利用者又は第三者に故意又は過失があつたこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥等があつたことを証明したときはこの限りではありません。
- 5 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくは約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

注) 「自動車運転代行業約款」の全文をご覧になりたい方は係員にお申し付け下さい。

(法第15条関係)

代行運転業務の提供の条件に関する説明書

(記載例)

事業者名 所在地 連絡先
運転代行〇〇 ○〇市〇〇町××番△△号 電話◇◇◇-□□□-▽▽▽

運転代行業務従事者の氏名		奈良 太郎、大和 一郎 (始業前に記載しておく)
適用する料金の内容		基本料金 ○kmまで○○○○円 その後 △kmごとに○○○円 ※ 料金の算出方法について記載する (例) 料金算定の基礎となる代行運転距離は代行運転自動車の距離計で計測します。
適用する自動車運転代行業約款		当社は、国土交通大臣が定めた「標準自動車運転代行業約款」(平成14年5月24日告示第455号)を適用しています。概略は裏面に記載しています。 ※ <u>標準約款以外の約款を使用する場合</u> 当社は、奈良県知事に届け出た「〇〇自動車運転代行業約款」(令和〇〇年〇月〇日届出)を適用しています。概略は裏面に記載しています。
損害賠償措置	代行運転自動車に起因する場合	対人: ○〇〇〇〇円、対物 ○〇〇〇〇円 車両: ○〇〇〇円 ※代行運転自動車に関する補償内容(代行保険(共済))
	随伴用自動車に起因する場合	対人: ○〇〇〇〇円 対物: ○〇〇〇〇円 ※随伴用自動車に関する補償内容(業務用任意保険)
その他:お客様は随伴用自動車に乗車できません。		

(裏面の例)

標準自動車運転代行業約款の抜粋

- 1 運行の安全確保のために行う係員の指示には従って下さい。
- 2 次の場合には、代行運転業務の提供及びその継続を拒絶することがあります。
 - ・道路交通法、道路運送法等の規定や公の秩序若しくは善良の風俗に反する場合。
 - ・係員が行う運行の安全確保のための措置に従わないとき。
 - ・泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- 3 利用者の求めがあったときは、收受した料金の額を記載した領収証を発行します。
- 4 当社は代行運転自動車及び随伴用自動車の運行によって、利用者や第三者の身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかつたこと、利用者又は第三者に故意又は過失があつたこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥等があつたことを証明したときはこの限りではありません。
- 5 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくは約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

注) 「自動車運転代行業約款」の全文をご覧になりたい方は係員にお申し付け下さい。

代行運転自動車標識



【代行運転自動車標識の主な取扱い先】

- 奈良県交通安全協会（橿原市葛本町）及び同協会各支部窓口（各警察署）
（注）各支部窓口では取り寄せとなる場合があります。
- 自動車用品店等（取り扱っていない店舗もあります。）

随伴用自動車の表示事項及び表示箇所

《表示事項》

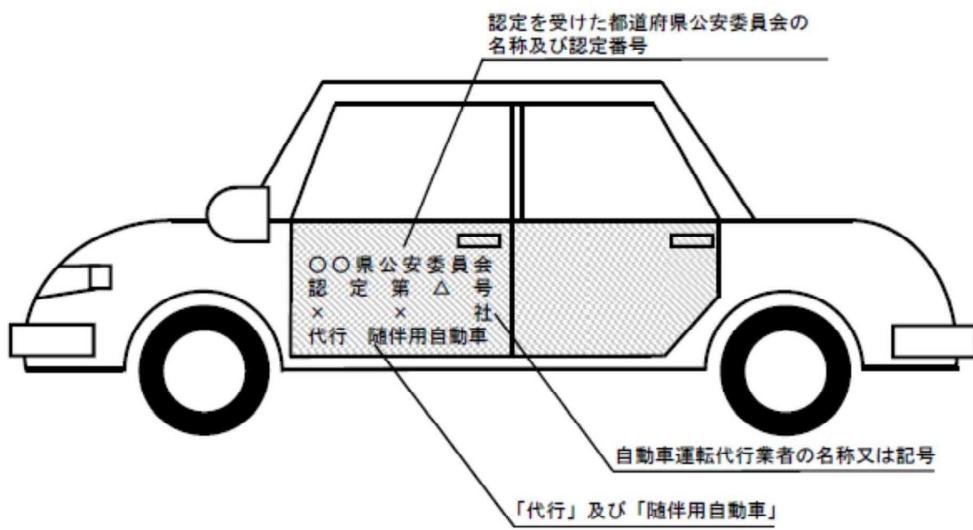
- ・自動車運転代行業者の名称又は記号
- ・認定を行った公安委員会名及び認定番号
- ・「代行」
- ・「随伴用自動車」

《表示例》

奈良県公安委員会
認定第64-〇〇〇〇号
△△△運転代行
代行 随伴用自動車

※ 各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ5センチメートルを超えること。

《表示箇所》～車体の両側面のドア部分（窓ガラス不可）～



※表示箇所は斜線の範囲内とする。

(自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示別表)

(注) 表示方法については4ページの表も合わせて参照してください。

表示灯を装着する場合の表示方法

表示等（行灯）の装着については任意ですが、装着する場合は、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第7条第3項第2号の規定等に基づいて表示しなければなりません。

【表示方法】

- ・表示灯に「代行」の文字を見やすく表示する。
- ・他の文字（営業所名等）と併記する場合は、「代行」の文字を他の文字より大きく表示する。

<注意事項>

表示灯（行灯）の灯火の色については、下記の色以外の色を使用禁止されている灯火の色 ×赤色 ×橙色 ×白色

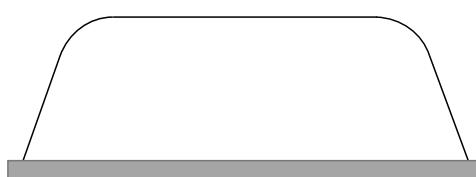
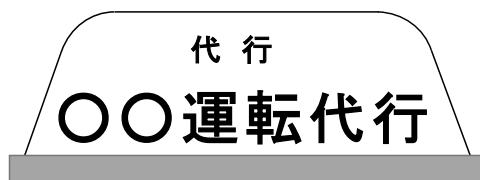
※ この灯火の色を使用すると、道路運送車両の保安基準違反となります。
(タクシー等の旅客自動車運送事業用自動車を除く。)

～表示例～

【正しい表示例】



【違反例】



行灯のみの装着で表示がない(無表示)

第2章 備え付ける帳簿等の様式例及び記載例

この章では、自動車運転代行業務を行う上で各営業所に備え付けておかなければならぬ帳簿等の様式例とその記載例を掲載しています。

これら帳簿等については、規定の様式はありませんが、掲載している様式は、関係法令等に規定されている記載事項を満たしていますので、この様式をそのままコピー等をして使用することをおすすめします。

掲載の様式以外の様式であっても差し支えありませんが、関係法令等の記載事項を満たすように注意してください。

【掲載の様式例及び記載例】

- ① 運転代行業務従事者名簿
- ② 誓約書
- ③ 自動車運転代行業乗務記録
- ④ 苦情処理簿
- ⑤ 運転代行業務従事者に対する指導記録簿

※ 掲載している乗務記録の記載例は、始業時「奈良太郎」と「奈良花子」がペアで業務に就き、途中で「奈良花子」と「奈良一郎」が勤務交替した場合の、それぞれの乗務記録について記載しています。

(法第20条関係)

～ 樣式例 ～

運転代行業務従事者名簿

作成： 年 月 日

氏名			生年月日	年月日	写真貼付欄 縦3.6cm× 横2.4cm以上 注)作成前6ヶ月以内 単独・上三分身・無帽				
住所									
電話									
採用年月日		年月日	退職年月日	年月日					
運転免許	種類		普通	中型	普通二種	大型	大型二種	撮影：年月日	
	番号		第						号
	有効期間 の末日		年月日		年月日			備考	
年月日			年月日						

従事者に関する記録

注) この名簿は運転代行従事者が退職した後においても、その退職の日から2年間は備えておかなければならぬ。

(法第20条関係)

(記載例)

運転代行業務従事者名簿

作成：令和〇〇年〇月〇日

従事者に関する記録

注) この名簿は運転代行従事者が退職した後においても、その退職の日から2年間は備えておかなければならない。

誓 約 書 様

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第14条第1項各号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、若しくは道路運送法若しくは道路交通法の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の所定の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 最近2年間に自動者運転代行業の業務の適正化に関する法律の所定の規定による命令に違反する行為をした者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住 所
氏 名

自動車運転代行業乗務記録

～ 様式例 ～

NO. 1

乗務年月日	令和 年 月 日	従事者氏名	同伴者氏名	随伴車登録番号			
始業時刻	時 分	始業時メータ km	休息又は仮眠の日時及び場所、交通事故が発生した場合は事故の概要等				
終業時刻	時 分	終業時メータ km					
稼働時間	時間 分	総走行キロ km					
番号	運転車両の別	代行役務の提供の内容				料 金	備 考
1	代行車	出発地 (時 分発)	開始メーター : km	走行キロ km	円		
	主な経過地	終了メーター : km					
	到着地 (時 分着)						
2	代行車	出発地 (時 分発)	開始メーター : km	走行キロ km	円		
	主な経過地	終了メーター : km					
	到着地 (時 分着)						
3	代行車	出発地 (時 分発)	開始メーター : km	走行キロ km	円		
	主な経過地	終了メーター : km					
	到着地 (時 分着)						
4	代行車	出発地 (時 分発)	開始メーター : km	走行キロ km	円		
	主な経過地	終了メーター : km					
	到着地 (時 分着)						
5	代行車	出発地 (時 分発)	開始メーター : km	走行キロ km	円		
	主な経過地	終了メーター : km					
	到着地 (時 分着)						

※ 随伴用自動車や同伴者に変更があった場合は、備考欄に当該登録番号や氏名等を記入すること。

(法第20条関係)

自動車運転代行業乗務記録

～様式例～

NO.

番号	運転車両の別	代行役務の提供の内容				料金	備考
	代行車	出発地	(時 分発)	開始メーター :	km	走行キロ	
		主な経過地					
	随伴車	到着地	(時 分着)	終了メーター :	km	km	円
	代行車	出発地	(時 分発)	開始メーター :	km	走行キロ	
		主な経過地					
	随伴車	到着地	(時 分着)	終了メーター :	km	km	円
	代行車	出発地	(時 分発)	開始メーター :	km	走行キロ	
		主な経過地					
	随伴車	到着地	(時 分着)	終了メーター :	km	km	円
	代行車	出発地	(時 分発)	開始メーター :	km	走行キロ	
		主な経過地					
	随伴車	到着地	(時 分着)	終了メーター :	km	km	円
	代行車	出発地	(時 分発)	開始メーター :	km	走行キロ	
		主な経過地					
	随伴車	到着地	(時 分着)	終了メーター :	km	km	円
	代行車	出発地	(時 分発)	開始メーター :	km	走行キロ	
		主な経過地					
	随伴車	到着地	(時 分着)	終了メーター :	km	km	円

※ 随伴用自動車や同伴者に変更があった場合は、備考欄に当該登録番号や氏名等を記入すること。

(法第20条関係)

奈良太郎の乗務記録

自動車運転代行業乗務記録

必ず随伴用自動車のナンバーを記載すること。
※車名のみは不可

【記載例】

NO.1

乗務年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	従事者氏名	奈良 太郎	同伴者氏名	奈良 花子	随伴車登録番号	奈良〇〇さ1234	
始業時刻	22時 00分	始業時メータ	1001 km	休息又は仮眠の日時及び場所、交通事故が発生した場合は事故の概要等				
終業時刻	3時 30分	終業時メータ	1103 km	休憩 1:00~1:30 奈良市登大路町				
稼働時間	5時間 30分	総走行キロ	102 km					
番号	運転車両の別	代行役務の提供の内容					料 金	備 考
1	代行車 随伴車	出発地 奈良市新大宮駅前 主な経過地 R369 県庁東 R169 到着地 奈良市今市町	(22時20分発)	開始メーター: 1010 km 終了メーター: 1016 km	走行キロ 6 km	2,300 円	途中で奈良花子と奈良一郎が勤務交替した場合は、以下のように記載する。	
2	代行車 随伴車	出発地 奈良市東九条町 主な経過地 西九条町南 到着地 奈良市石木町	(23時10分発)	開始メーター: 1025 km 終了メーター: 1032 km	走行キロ 7 km	2,600 円		
3	代行車 随伴車	出発地 奈良市三条川崎町 主な経過地 大森町 教育大前 到着地 奈良市藤原町	(0時15分発)	開始メーター: 1055 km 終了メーター: 1060 km	走行キロ 5 km	2,000 円		
4	代行車 随伴車	出発地 奈良市新大宮駅前 主な経過地 阪奈道路 到着地 生駒市俵口町	(1時50分発)	開始メーター: 1072 km 終了メーター: 1083 km	走行キロ 11 km	3,500 円		
5	代行車	代行運転業務1回ごとに、どちらの車を運転したのかを記載する。	(時 分発)	開始メーター: km 終了メーター: km	走行キロ km	円		

※ 随伴用自動車や同伴者に変更があった場合は、備考欄に当該登録番号や氏名等を記入すること。

必ず随伴用自動車のナンバーを記載すること。
※車名のみは不可

(法第20条関係) **奈良花子の乗務記録** : 自動車運転代行業乗務記録

【記載例】

NO.1

乗務年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	従事者氏名	奈良 花子	同伴者氏名	奈良 太郎	随伴車登録番号	：奈良〇〇さ1234
始業時刻	22時00分	始業時メータ	1001 km	休息又は仮眠の日時及び場所、交通事故が発生した場合は事故の概要等			
終業時刻	0時00分	終業時メータ	1045 km				
稼働時間	2時間00分	総走行キロ	44 km				
番号	運転車両の別	代行役務の提供の内容					
1	代行車 随伴車	出発地 奈良市新大宮駅前 主な経過地 R369 県庁東 R169 到着地 奈良市今市町	(22時20分発) (22時35分着)	開始メーター： 1010 km 終了メーター： 1016 km	走行キロ 6 km	料金 2,300 円	
2	代行車 随伴車	出発地 奈良市東九条町 主な経過地 西九条町南 到着地 奈良市石木町	(23時10分発) (23時30分着)	開始メーター： 1025 km 終了メーター： 1032 km	走行キロ 7 km	料金 2,600 円	0時00分 奈良一郎と 勤務交替
3	代行車	代行運転業務1回ごとに、 どちらの車を運転したのか を記載する。	(時 分発) (時 分着)	開始メーター： km 終了メーター： km	走行キロ km	料金 円	奈良一郎と勤務交 替した旨を記載す る。
4	代行車 随伴車	出発地 主な経過地 到着地	(時 分発) (時 分着)	開始メーター： km 終了メーター： km	走行キロ km	料金 円	
5	代行車 随伴車	出発地 主な経過地 到着地	(時 分発) (時 分着)	開始メーター： km 終了メーター： km	走行キロ km	料金 円	

※ 随伴用自動車や同伴者に変更があった場合は、備考欄に当該登録番号や氏名等を記入すること。

(法第20条関係) 奈良一郎の乗務記録

自動車運転代行業乗務記録

【記載例】

必ず随伴用自動車のナンバーを記載すること。
※車名のみは不可

NO.1

乗務年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	従事者氏名	奈良 一郎	同伴者氏名	奈良 太郎	随伴車登録番号	奈良〇〇さ1234
始業時刻	0時00分	始業時メータ	1045 km	休息又は仮眠の日時及び場所、交通事故が発生した場合は事故の概要等			
終業時刻	3時30分	終業時メータ	1103 km	休憩 1:00~1:30 奈良市登大路町			
稼働時間	3時間30分	総走行キロ	58 km				
番号	運転車両の別	代行役務の提供の内容					料 金
1	代行車 随伴車	出発地 奈良市三条川崎町 (0時15分発) 主な経過地 大森町 教育大前 到着地 奈良市藤原町 (0時30分着)	開始メーター: 1055 km 終了メーター: 1060 km	走行キロ 5 km	2,000 円	0時00分 奈良花子と 勤務交替	
2	代行車 随伴車	出発地 奈良市新大宮駅前 (1時50分発) 主な経過地 阪奈道路 到着地 生駒市俵口町 (2時10分着)	開始メーター: 1072 km 終了メーター: 1083 km	走行キロ 11 km	3,500 円	奈良花子と勤務交 替した旨を記載す る。	
3	代行車	代行運転業務1回ごとに、 どちらの車を運転したのか を記載する。 (時 分発) (時 分着)	開始メーター: km 終了メーター: km	走行キロ km	km	km	
4	代行車 随伴車	出発地 (時 分発) 主な経過地 到着地 (時 分着)	開始メーター: km 終了メーター: km	走行キロ km	km	km	
5	代行車 随伴車	出発地 (時 分発) 主な経過地 到着地 (時 分着)	開始メーター: km 終了メーター: km	走行キロ km	km	km	

※ 随伴用自動車や同伴者に変更があった場合は、備考欄に当該登録番号や氏名等を記入すること。

苦情処理簿

～様式例～

受理日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分	担当者
申出者の 住所、氏名 連絡先	氏名 : _____ 電話番号 : _____ 住所(連絡先) : _____	
〔苦情の内容〕 ----- ----- -----		
〔原因究明の結果〕 ----- -----		
〔苦情に対する弁明の内容〕 ----- -----		
〔改善措置〕 ----- -----		
措置等完了年月日 : 令和 年 月 日		代表者等確認印

苦情処理簿 【記載例】

日 時	令和〇〇年△△月××日	午前・午後	1時30分	担当者	奈良花子
申出者の 住所、氏名 連絡先	氏名：〇〇 ××		電話番号：090-1111-×××		
連絡先 住所(連絡先)：〇〇市〇〇町1-△△					
〔苦情の内容〕					
<p>苦情となった事案の発生した具体的な日時、利用区間、従事者の氏名、苦情の内容等について記載する。</p>					
〔原因究明の結果〕					
<p>苦情となった事案に関係した運転代行業務従事者から詳細に状況の聞き取りを行い、苦情となった原因について記載する。</p>					
〔苦情に対する弁明の内容〕					
<p>原因究明等の結果を踏まえ、申出者に対して行った弁明（説明等）の内容を記載する。</p>					
〔改善措置等〕					
<p>苦情に関して、業務内容等の改善を行ったり、運転代行業務従事者に対する指導・教養等を行った内容について記載する。</p>					
措置等完了年月日	令和 年 月 日	代表者等確認印			

(法第18条関係)

～ 樣式例 ～

運転代行業務従事者に対する指導記録簿

実施日時	令和　年　月　日	時　分～	時　分
実施場所		指導担当者氏名	
〔指導を受けた者の氏名〕 ----- ----- -----			
〔指導項目〕			
1 料金の収受方法			
2 自動車運転代行業約款の内容			
3 代行運転役務の提供の条件の説明方法			
4 随伴用自動車の表示等に関する事項			
5 自動車運転代行業が旅客自動車運送事業と異なること等法令遵守に関する事項			
6 その他			
〔備　考〕			

(法第18条関係)

運転代行業務従事者に対する指導記録簿 【記載例】

実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分		
実施場所	例：本社会議室、営業所待機室	指導担当者氏名	〇〇△△△
〔指導を受けた者の氏名〕 ※ 指導を受けた従事者全員の氏名を記入する。			
※ 数回に分けて実施した場合は、その都度指導記録簿を作成する。			
〔指導項目〕			
1 料金の收受方法 代行運転の距離は、代行運転自動車のトリップメーターをリセットしてから代行運転を開始し、測定した距離に基づいて算出した料金を顧客に提示して、料金を受領すること等について指導した。 また、顧客から求めがあれば、領収書を交付することについて指導した。			
2 自動車運転代行業約款の内容 従事者に約款の内容について説明を行い、業務を行う上で知っておくべき事項や、顧客に説明等を行わなければならないこと等について指導した。			
3 代行運転役務の提供の条件の説明方法 初めての顧客に対しては、必ず代行運転役務の提供の条件を説明するとともに書面を交付すること及び説明を行う内容について指導した。 また、常連の顧客については、顧客の了解を得れば、口頭のみ又は書面の交付のみでよいことについて指導した。			
4 随伴用自動車の表示等に関する事項 随伴用自動車の表示に不備がないかを始業前に確認することについて指導した。 顧客の車の前面と後面に代行運転自動車標識を表示しなければならないこと、その際、車体の材質や状態等により車体への取り付けが困難な場合は車両の前面（ダッシュボード上）に表示することについて指導した。			
5 自動車運転代行業が旅客自動車運送事業と異なること等法令遵守に関する事項 随伴用自動車に顧客を乗車させる行為や店舗から駐車場所までの間顧客を随伴用自動車に乗車させること（いわゆるA B間輸送）等は白タク行為となるため、絶対にしてはならない旨指導した。			
6 その他 ※ 上記項目以外の内容について指導した際は、その内容を記載する。			
〔備考〕			
代表者等確認印			

第3章 変更届出要領等

認定申請書記載事項に変更が生じた場合は、公安委員会に変更届出書を提出しなければなりません。

この章では、変更届出を行う上で知っておくべき事項や、変更届出書の様式、届出内容ごとの変更届出書の記載例等を掲載しています。

変更届の対象は、損害賠償措置に関する事項の変更や随伴用自動車の入替・増車・減車等であり、自動車運転代行業務を行う上で必ず行う必要が生じることから、提出期限や記載方法等をよく確認し、遅滞なく届出を行うようにしてください。

掲載している様式については、法で規定されているものですので、コピー等をして使用してください。

また、警察署にも様式を備え付けてありますので、必要な場合は主たる営業所を管轄する警察署の交通課に申し出てください。

【掲載様式等】

- ① 変更届出に関する事項一覧
- ② 変更届出書（様式）
- ③ 変更届出書（記載例：10例）
- ④ 廃業等届出書（様式）

変更届出に関する事項一覧

変更届が必要な事項	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地 3 損害賠償保険関係（締結期間の更新、保険会社の変更、内容変更等） 4 安全運転管理者・副安全運転管理者の氏名及び住所 5 法人にあっては、その役員の氏名及び住所 6 随伴自動車に関する事項（車両の入替、増車、減車、登録番号の変更等）</p>
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条 ・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第3条 ・ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第8条
届出書提出期限	変更があった日から10日以内（届出の期日が行政機関の休日に当たるときはその翌日） (戸籍謄本、登記簿謄本等を添付すべき場合は、20日以内)
受付窓口	主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課窓口
受付時間	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前8時30分から午後4時00分まで
変更届出書の作成	変更届出書は変更のあった日ごとに作成し、必要な書類を添えて提出する。 一時的な変更であっても全て届出を行わなければならない。
変更事項別の添付資料	<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 【個人】住民票、戸籍謄本、抄本、外国人登録原票の写しなど 【法人】法人の登記簿謄本</p> <p>2 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地 【個人】新所在地を証する書面の写し 【法人】法人の登記簿謄本</p> <p>3 損害賠償保険（共済）関係（代行運転自動車の運行で生じた損害に対するもの） 損害賠償保険（共済）契約の締結を証する書面の写し（保険会社（共済組合）発行の書面） ※ 契約者、保険（共済）期間、保証限度額、車両の登録番号、保険会社（共済組合）名、変更日が記載されていること。</p> <p>4 安全運転管理者・副安全運転管理者の氏名及び住所 氏名、住所が変更したことを証する書面の写し ※ 安全運転管理者に関する届出書2通、住民票、運転免許証、個人番号カード（個人番号を除く。）等の写し、運転記録証明書</p> <p>5 法人の役員の氏名及び住所 (1) 役員が新たに就任した場合 ・ 法人の登記簿謄本 ・ 役員の戸籍謄本若しくは抄本（外国人は外国人登録原票の写し） ・ 役員の成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書及び身分証明書 (2) 役員が再任され又は退任した場合 ・ 法人の登記簿謄本 (3) 役員の氏名に変更があった場合 ・ 法人の登記簿謄本 ・ 役員の戸籍謄本若しくは抄本（外国人は、外国人登録原票の写し）</p> <p>6 随伴用自動車に関する事項 ・ 損害賠償保険（共済）契約に関し、随伴用自動車の入替や増車、減車をした年月日が記載されている書面の写し ・ 車両の自動車検査証の写し</p>
手数料	

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	
※受 理 番 号	
※書換え年月日	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会	認 定 番 号	第 6 4 - 号
変 更 年 月 日			
変更事項	新	旧	
変更理由			

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（保険（共済）契約期間の更新）

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受理番号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

(届出年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

奈良県奈良市登大路町80番地

運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識の記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地 (標識の記載内容と同じ)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (営業所の住所を記載)	
認定をした 公安委員会の名称	奈良県公安委員会	認定 番号	第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日 (保険(共済)契約期間の開始日)		
変更事項	新	旧	
	保険(共済)契約期間 令和6年3月1日～令和7年3月1日	保険(共済)契約期間 令和5年3月1日～令和6年3月1日	
変更理由	保険(共済)契約期間の更新のため (損害賠償責任保険(共済)契約の締結を証する書面の写しを添付)		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（主たる営業所の名称変更）

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

(届出年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所
奈良県奈良市登大路町80番地
運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識の記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地 (標識の記載内容と同じ)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (変更後の営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (営業所の住所を記載)	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会	認 定 番 号	第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日 (実際に変更を行った日)		
変更事項	新	旧	
	主たる営業所の名称 運転代行〇〇〇	主たる営業所の名称 △△△運転代行	
変更理由	<ul style="list-style-type: none">・主たる営業所の名称を変更したため<ul style="list-style-type: none">・営業所名を変更したことが分かる書類があれば、その写しを添付・変更した営業所名を表示した随伴用自動車の写真（両側面の状況）を添付		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（主たる営業所の所在地の変更）

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

(届出年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

奈良県奈良市登大路町80番地

運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識の記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地 (標識の記載内容と同じ)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (変更後の住所を記載)	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会		認 定 番 号 第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日 (実際に変更を行った日)		
変更事項	新	旧	
	主たる営業所の所在地 奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号	主たる営業所の所在地 奈良県奈良市登大路町80番地	
変更理由	・主たる営業所の所在地を変更したため (法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は所在地を証する書面の写しを添付)		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（被認定者の住所変更・1）

～ 営業所の所在地に変更がない場合～

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

(届出年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所
奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号
運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識の記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (変更後の住所を記載)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市登大路町80番地 (営業所の住所を記載)	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会		認 定 番 号 第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日 (住所変更を行った日)		
変更事項	新	旧	
	被認定者の住所変更 奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号		被認定者の住所変更 奈良県奈良市登大路町80番地
変更理由	・主たる営業所の所在地を変更したため (法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は所在地を証する書面の写し(住民票等)を添付)		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（被認定者の住所変更・2）

～ 営業所の所在地と変更後の住所が同一の場合～

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

（届出年月日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所
奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号
運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識の記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (変更後の住所を記載)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (変更後の住所を記載)	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会	認 定 番 号	第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日 (住所変更を行った日)		
変更事項	新	旧	
	住所の変更（主たる営業所の所在地変更） 奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号	住所の変更（主たる営業所の所在地変更） 奈良県奈良市登大路町80番地	
変更理由	・住所及び主たる営業所の所在地を変更したため (法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は所在地を証する書面の写し(住民票等)を添付)		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（随伴用自動車の変更・1）

増車の場合

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

(届出年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

奈良県奈良市登大路町80番地

運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地 (標識記載内容と同じ)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (営業所の住所を記載)	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会	認 定 番 号	第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日 (添付書類に記載されている増車日)		
変更事項	新	旧	
	随伴用自動車 奈良〇〇さ1234 奈良〇〇し5678 <u>※ 増車後の随伴用自動車を全て記載</u>	随伴用自動車 奈良〇〇さ1234 <u>※ 増車前の随伴用自動車を全て記載</u>	
変更理由	随伴用自動車1台増車のため (損害賠償責任保険(共済)契約上の増車日が記載された書面の写し、自動車検査証の写しを添付)		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（随伴用自動車の変更・2）

減車の場合

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

(届出年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

奈良県奈良市登大路町80番地

運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識の記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地 (標識の記載内容と同じ)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (営業所の住所を記載)	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会	認 定 番 号	第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日 (添付書類に記載されている減車日)		
変更事項	新	旧	
	随伴用自動車 奈良〇〇さ1234 <u>※ 減車後の随伴用自動車を全て記載</u>	随伴用自動車 奈良〇〇さ1234 奈良〇〇し5678 <u>※ 減車前の随伴用自動車を全て記載</u>	
変更理由	随伴用自動車1台減車のため (損害賠償責任保険(共済)契約上の減車日が記載された書面の写しを添付)		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（随伴用自動車の変更・3）

入替の場合

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

(届出年月日) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

奈良県奈良市登大路町80番地

運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識の記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地 (標識の記載内容と同じ)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (営業所の住所を記載)	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会	認 定 番 号	第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日 (添付書類に記載されている入替日)		
変更事項	新	旧	
	随伴用自動車 奈良〇〇ほ4321 ※ 入替後の随伴用自動車を記載	随伴用自動車 奈良〇〇さ1234 ※ 入替前の随伴用自動車を記載	
変更理由	随伴用自動車1台入替のため (損害賠償責任保険(共済)契約上の入替日が記載された書面の写し、自動車検査証の写しを添付)		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（随伴用自動車の変更・4）

入替及び増車（入替日と増車日が同一の場合）

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

（届出年月日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所
奈良県奈良市登大路町80番地
運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識の記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地 (標識の記載内容と同じ)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (営業所の住所を記載)	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会	認 定 番 号	第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日	(添付書類に記載されている入替及び増車日)	
変更事項	新	旧	
	随伴用自動車 奈良〇〇ほ4321（入替） 奈良〇〇た3412 奈良〇〇し6543（増車） <u>※ 入替及び増車後の随伴用自動車を全て記載</u>	随伴用自動車 奈良〇〇さ1234（入替） 奈良〇〇た3412 <u>※ 入替及び増車前の随伴用自動車を全て記載</u>	
変更理由	随伴用自動車1台入替、1台増車のため (損害賠償責任保険(共済)契約上の入替日及び増車日が記載された書面の写し、自動車検査証の写しを添付) <u>※ 入替日と増車日が異なる場合は、それぞれ変更届出書を作成して提出すること。</u>		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記載例（随伴用自動車の変更・5）

入替及び減車（入替日と減車日が同一の場合）

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※書換え年月日	(交企課が記入)

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

（届出年月日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所
奈良県奈良市登大路町80番地
運転代行〇〇〇 奈良 太郎

氏名又は名称	奈良太郎（法人は会社名） (標識の記載内容と同じ)		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地 (標識の記載内容と同じ)		
主たる営業所	名 称	運転代行〇〇〇 (営業所名を記載)	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目1番1号 (営業所の住所を記載)	
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	奈良県公安委員会	認 定 番 号	第64-〇〇〇〇号
変 更 年 月 日	令和〇〇年〇月〇日	(添付書類に記載されている入替及び減車日)	
変更事項	新	旧	
	随伴用自動車 奈良〇〇ほ4321（入替） 奈良〇〇た3412 ※ 入替及び減車後の随伴用自動車を全て記載	随伴用自動車 奈良〇〇さ1234（入替） 奈良〇〇た3412 奈良〇〇し6543（減車） ※ 入替及び減車前の随伴用自動車を全て記載	
変更理由	随伴用自動車1台入替、1台減車のため (損害賠償責任保険(共済)契約上の入替日及び減車日が記載された書面の写し、自動車検査証の写しを添付) ※ 入替日と減車日が異なる場合は、それぞれ変更届出書を作成して提出すること。		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第四号（第十条関係）

※受理年月日	
※受理番号	

廃業等届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により届出をします。

年　月　日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認定をした 公安委員会の名称	公安委員会	認定 番号	
廃止の事由が 発生した日			
廃止の事由	<p style="text-align: center;">自動車運転代行業を廃止 死亡 合併により消滅</p>		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律罰則等一覧表

違反名	条項	点数 (行政処分)	罰則
営業停止命令違反	第23条第1項、第25条第2項第2号、第31条	—	1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれを併科
営業廃止命令違反	第24条第1項、第25条第2項第2号及び第3号、第31条	—	
無認定営業	第5条、第32条第1号	—	
名義貸し禁止違反	第10条、第32条第2号	2点	30万円以下の罰金
損害賠償措置義務違反	第12条、第32条第3号		
指示違反	第22条第1項、第25条第2項第1号、第22条第2項、 第32条第4号	—	
不正手段による認定	第4条、第32条第5号	—	
申請書等虚偽記載	第5条第1項、第33条第1号	2点	20万円以下の罰金
標識掲示等義務違反	第6条第1項、第33条第2号		
変更届出義務違反	第8条第1項、第33条第3号		
廃業等届出義務違反	第9条、第33条第4号		
料金掲示等義務違反	第11条、第33条第5号		
約款掲示等義務違反	第13条第1項、第5項、第33条第6号		
約款届出義務違反	第13条第3項、第33条第7号		
代行運転自動車標識表示義務違反	第16条、第33条第8号		
随伴用自動車表示義務違反	第17条第1項又は第2項、第33条第9号		
帳簿備付け義務違反	第20条第1項又は第2項、第33条第10号		
立入検査拒否等	第21条第1項又は第2項、第33条第11号	—	
安全運転管理者未選任	第19条第1項で読み替えた後の道交法第74条の3第1項、 第120条第1項第11号の3	2点	5万円以下の罰金
副安全運転管理者未選任	第19条第1項で読み替えた後の道交法第74条の3第4項、 第120条第1項第11号の3		
下命・容認行為禁止違反 (無免許)	第19条第1項で読み替えた後の道交法第75条第1項第1号、 第117条の4第3号、第123条	3点	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
下命・容認行為禁止違反 (速度)	第19条第1項で読み替えた後の道交法第75条第1項第2号、 第118条第1項第4号、第123条	3点	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
下命・容認行為禁止違反 (酒酔い・酒気帯び)	第19条第1項で読み替えた後の道交法第75条第1項第3号、 第117条の2第4号、第117条の2の2第6号、第123条	3点	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
下命容認行為禁止違反 (過労・薬物等運転)	第19条第1項で読み替えた後の道交法第75条第1項第4号、 第117条の2第5号、第117条の2の2第7号、第123条		
下命容認行為禁止違反 (放置駐車)	第19条第1項で読み替えた後の道交法第75条第1項第7号、 第119条の2第1項第3号、第123条	2点	15万円以下の罰金

※網掛け部分は公安委員会の所掌、反転部分は公安委員会及び奈良県の所掌（行政処分に限る。）

行政処分（ネガティブ情報）の公表

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分については、「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」の一環として、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程（平成25年8月奈良県公安委員会規程第5号）」等により、公表対象の行政処分について2年間県警ホームページ等で公表します。

1 公表の対象となる処分

- ① 認定の取消し
- ② 指示処分
- ③ 営業停止命令
- ④ 営業廃止命令

2 公表の内容

- ① 認定番号
- ② 自動車運転代行業者の名称又は記号
- ③ 主たる営業所が所在する市町村
- ④ 処分年月日
- ⑤ 処分内容
- ⑥ 処分理由
- ⑦ 根拠法令
- ⑧ 処分を行った公安委員会

3 公表の方法

- ① 奈良県警察ホームページへの掲載（公安委員会が行った処分）
- ② 奈良県警察本部警察情報公開窓口への備え付け（公安委員会が行った処分）
- ③ 奈良県のホームページへの掲載（奈良県知事が行った処分）

4 公表期間

当該処分が行われた日から2年間

ハンドブック利用上の注意点・補足説明等

このハンドブックは、自動車運転代行業務を関係規程に従って適性に行うために作成したものですが、以下の点に注意して利用して下さい。

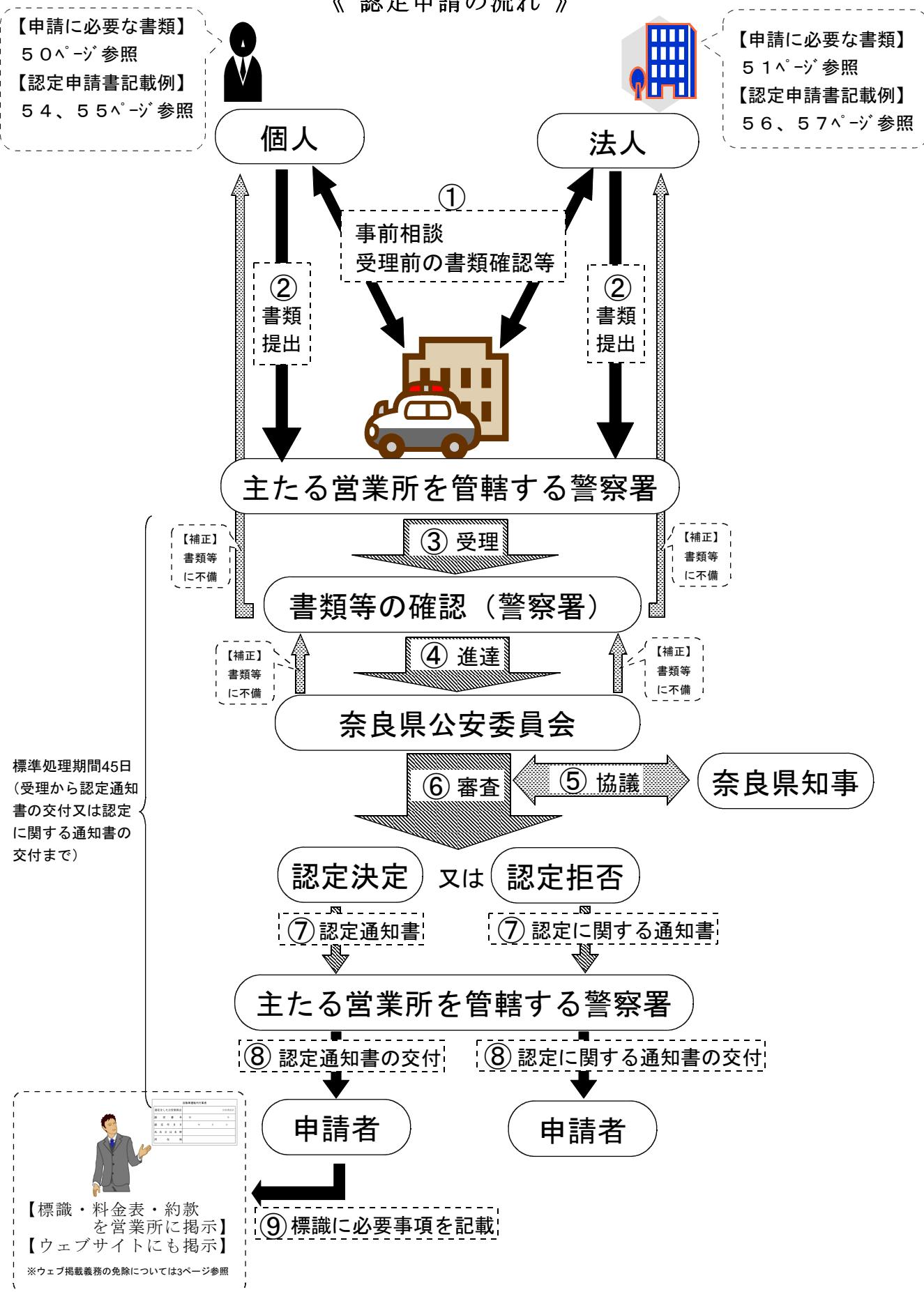
- 1 このハンドブックは、関係法令や関係規程の必須部分について要約等を加えて作成したものであり、関係法令等の全てを解説しているものではありません。
- 2 このハンドブックの内容は、令和6年4月1日現在の関係法令等に基づいておりますので、その後関係法令等が改正された場合には、内容に相違が生じことがあります。
- 3 14ページに掲載している「代行運転役務の提供の条件に関する説明書」については、関係法令等で規定されている説明事項を満たしており、基本的にそのままコピーして使用することが可能ですが、「標準自動車運転代行業約款」以外の約款を使用する場合や、約款の概要について追記する場合等については、各事業所において作成してください。ただし、独自に作成する場合は、関係法令等で規定されている説明事項を満たすように注意してください。
- 4 問い合わせ先

- 主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課
 - ・奈良警察署 (0742-20-0110)
 - ・奈良西警察署 (0742-49-0110)
 - ・生駒警察署 (0743-74-0110)
 - ・郡山警察署 (0743-56-0110)
 - ・西和警察署 (0745-72-0110)
 - ・天理警察署 (0743-62-0110)
 - ・桜井警察署 (0744-46-0110)
 - ・橿原警察署 (0744-23-0110)
 - ・高田警察署 (0745-22-0110)
 - ・香芝警察署 (0745-71-0110)
 - ・五條警察署 (0747-23-0110)
 - ・吉野警察署 (0747-53-0110)
 - 奈良県警察本部 交通企画課
(電話 0742-23-0110 内線 5034)

参考資料

自動車運転代行業の認定申請要領等

《認定申請の流れ》



認定申請に係る必要書類一覧（個人用）

	添付書類等	チェック
1	認定申請書	<input type="checkbox"/>
2	申請者に係る住民票の写し (ただし、住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項が記載されたものに限る) (外国人の場合は同法第30条の45に規定する国籍等が記載されたものに限る)	<input type="checkbox"/>
3	申請者に係る精神機能の障害により業務を適正に行うために必要な認知、 判断及び意思疎通を適正に行うことができない者でない旨を疎明する書類 ① 法第3号第5号に該当しない者であることを誓約する書面 ② 精神機能の障害に関する医師の診断書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	申請者が未成年の場合は ※ 成人の場合は不要 ① 自動車運転代行業に関し民法第6条第1項の規定により営業を許された未成年にあっては、未成年者の登記事項の証明書 ② 未成年者が自動車運転代行業の相続人の場合は、自動車運転代行业的相続人であることを法定代理人が誓約する書面並びに法定代理人に係る上記2、3の書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	損害賠償措置が適切であることを証明する書類 (損害賠償責任保険(共済)契約の契約内容を証明する書類の写し等)	<input type="checkbox"/>
6	安全運転管理者等の要件を備えていることを証する書面 ① 安全運転管理者（副安全運転管理者）に関する届出書 ② 住民票、運転免許証、個人番号カード(個人番号を除く)等のいずれかの写し ③ 運転記録証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

認定申請に係る必要書類一覧(法人用)

	添付書類名等	チェック
1	認定申請書	<input type="checkbox"/>
2	法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
3	定款又はこれに代わる書類	<input type="checkbox"/>
4	役員の名簿	<input type="checkbox"/>
5	代表者及び役員全員の住民票の写し (ただし、住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項が記載されたものに限る) (外国人の場合は同法第30条の45に規定する国籍等が記載されたものに限る)	<input type="checkbox"/>
6	代表者及び役員全員に係る精神機能の障害により業務を適正に行うために必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者でない旨を疎明する書類 ① 法第3号第5号に該当しない者であることを誓約する書面 ② 精神機能の障害に関する医師の診断書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	代表者が未成年の場合は ※ 成人の場合は不要 ① 自動車運転代行業に関し民法第6条第1項の規定により営業を許された未成年にあっては、未成年者の登記事項の証明書 ② 未成年者が自動車運転代行業の相続人の場合は、自動車運転代行業の相続人であることを法定代理人が誓約する書面並びに法定代理人に係る上記5、6の書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	損害賠償措置が適切であることを証明する書類 (損害賠償責任保険契約の契約内容を証明する書類の写し等)	<input type="checkbox"/>
9	安全運転管理者等の要件を備えていることを証する書面 ① 安全運転管理者（副安全運転管理者）に関する届出書 ② 住民票、運転免許証、個人番号カード(個人番号を除く)等のいずれかの写し ③ 運転記録証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

別記様式第一号（第四条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※認定証番号	

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称				
住 所				
主たる営業所	名 称			
	所在地			
	安全運転管理 者		氏名	
	住所			
副安全運転管理 者		氏名		
住所				
副安全運転管理 者		氏名		
住所				
その他の営業所 1	名 称			
	所在地			
	安全運転管理 者		氏名	
	住所			
副安全運転管理 者		氏名		
住所				
副安全運転管理 者		氏名		
住所				
その他の営業所 2	名 称			
	所在地			
	安全運転管理 者		氏名	
	住所			
副安全運転管理 者		氏名		
住所				
副安全運転管理 者		氏名		
住所				

損害 賠償 措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称			
	補償限度額（円）		対人	円
			対物	円
			車両	円
	免責額（円）		円	
	保険期間		年 月 日から	年 月 日まで
	対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等			
法人の代表者及び役員	氏 名	住 所		
	代表者			
随伴用自動車登録番号に係る				

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
- 4 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
- 5 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
- 6 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に（両）と、標識の番号を記載するときはその末尾に（標）と、車台番号を記載するときは（台）と記載すること。
- 7 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第一号（第四条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※認定証番号	(交企課が記入)

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

奈良 太郎

奈良県奈良市登大路町80番地

氏名又は名称	奈良 太郎		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地		
主たる営業所	名 称	運転代行〇△□	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目〇番〇号	
	安全運転管理者	氏名	奈良 一郎
		住所	奈良県奈良市〇〇町〇〇番地
	副安全運転管理者	氏名	(※主たる営業所に随伴用自動車が10台以上ある場合に記載)
		住所	(※同上)
副安全運転管理者	氏名	(※主たる営業所に随伴用自動車が20台以上ある場合に記載)	
	住所	(※同上)	
その他の営業所1	名 称	(※主たる営業所以外に営業所を設ける場合に記載(以下同じ。))	
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
副安全運転管理者	氏名		
	住所		
その他の営業所2	名 称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
副安全運転管理者	氏名		
	住所		

損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称		○△□共済協同組合	
	補償限度額（円）		対人	無制限 円
			対物	○○○○万 円
			車両	○○○○万 円
	免責額（円）		○○万 円	
	保険期間		令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで	
	対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等		奈良〇〇ま1234(両)	
			奈良〇〇ま4321(両)	
法人の代表者及び役員	氏名	住所		
	代表者	(※個人の認定申請の場合は記載不要)		
随伴用自動車登録番号に係る	奈良〇〇ま1234(両)			
	奈良〇〇ま4321(両)			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
 - 4 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
 - 5 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
 - 6 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に（両）と、標識の番号を記載するときはその末尾に（標）と、車台番号を記載するときは（台）と記載すること。
 - 7 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第一号（第四条関係）

※受理年月日	(警察署が記入)
※受 理 番 号	(警察署が記入)
※認定証番号	(交企課が記入)

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

株式会社〇△□

奈良県奈良市登大路町80番地

氏名又は名称	株式会社〇△□		
住 所	奈良県奈良市登大路町80番地		
主たる営業所	名 称	運転代行〇△□	
	所在地	奈良県奈良市三条大路1丁目〇番〇号	
	安全運転管理者	氏名	奈良 太郎
		住所	奈良県奈良市〇〇町〇〇番地
	副安全運転管理者	氏名	(※主たる営業所に随伴用自動車が10台以上ある場合に記載)
		住所	(※同上)
副安全運転管理者	氏名	(※主たる営業所に随伴用自動車が20台以上ある場合に記載)	
	住所	(※同上)	
その他の営業所1	名 称	(※主たる営業所以外に営業所を設ける場合に記載(以下同じ。))	
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
副安全運転管理者	氏名		
	住所		
その他の営業所2	名 称		
	所在地		
	安全運転管理者	氏名	
		住所	
	副安全運転管理者	氏名	
		住所	
副安全運転管理者	氏名		
	住所		

損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称		○△□共済協同組合	
	補償限度額（円）		対人	無制限 円
			対物	○○○○万 円
			車両	○○○○万 円
	免責額（円）		○○万 円	
	保険期間		令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで	
	対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等		奈良〇〇ま1234(両)	
			奈良〇〇ま4321(両)	
法人の代表者及び役員	氏名	住所 所		
	代表者	奈良 太郎	奈良県奈良市〇〇町〇〇番地	
		奈良 一郎	奈良県奈良市〇〇町〇〇番地	
		奈良 二郎	奈良県橿原市〇〇町〇〇番地	
		奈良 花子	奈良県大和郡山市〇〇町〇〇番地	
随伴用自動車登録番号に係る等	奈良〇〇ま1234(両)			
	奈良〇〇ま4321(両)			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
 - 4 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
 - 5 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
 - 6 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に（両）と、標識の番号を記載するときはその末尾に（標）と、車台番号を記載するときは（台）と記載すること。
 - 7 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

診 斷 書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

印

誓 約 書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第5号に掲げる精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。

奈良県公安委員会殿

年 月 日

住 所

氏 名

※整理番号

安全運転管理者に関する届出書

奈良県公安委員会 殿

安全運転管理者を選任、解任
届出事項を変更したので届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名

住所

届け出ます。

年 月 日

(電話)

① 選任年月日	年 月 日				⑧ 使 用 の 本 拠	名 称												
② 安 全 運 転 管理 者名	(ふりがな)					位 置												
③ 資 格 要 件	生 年 月 日 (年 齢)	年 月 日 (歳)				業種別		1官公署 2公社公団等 3農 業 4林 業 5漁 業 6鉱 業 7建設業 8製造業 9卸・小売業 10不動産業 11金融保険業 12運輸業 13電気ガス業 14通信業 15サービス業 16その他										
	1 運転の管理経験2年以上 2 公安委員会の教習終了者で運転の管理経験1年以上 3 公安委員会の認定																	
④職務上の 地 位					⑨ 使 用 の 本 拠 台 数	乘 用			貨 物			大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通	計		
⑤ 安全運転管 理者が運転 免許を持つ ている場合 (免許証の 写しを提出 する場合は 記入不要)	免 許 の 種 類					大型	中 型	準 中 型	普 通	輕	大 型	中 型	準 中 型	普 通	輕			
	免 訸 年 月 日																	
	免 許 番 号					免 許 種 別	大 型	中 型	準	普 通	大 特 别	大	普	小	計			
	交 付 年 月 日					一 種	二 種	一 種	二 種	中 型	一 種	二 種	一 種	二 種		自		
	交付公安委員会					予 備										二		
⑥ 安全運転管 理者の勤務 の態様	勤 务		日勤 隔日 その他()			⑩ 使 用 の 本 拠 台 数 ・ 運 転 者 数	副 安 全 運 転 管 理 者 の 有 無		あり(名) なし									
勤 务 期 間	勤 务 所 名		職 名															
自 · · 至 · ·					解任年月日													
自 · · 至 · ·					氏 名													
自 · · 至 · ·					解任事由		1 死 亡 2 退 職 3 転 任 4 解任命令 5 その他()											
自 · · 至 · ·																		
自 · · 至 · ·																		

備考

※整理番号
(安管)

副安全運転管理者に関する届出書

奈良県公安委員会 殿

届出者の氏名又は法人の
副安全運転管理者を選任、解任したので
届出事項を変更

届出者

名称及び代表者の氏名

住所

届け出ます。

年 月 日

(電話)

① 選任年月日	年 月 日			⑧ 使 用 の 本 拠	名 称																
② 副安全運転 管理者氏名	(ふりがな)				位 置																
③ 資 格 要 件	生 年 月 日 (年 齢)	年 月 日 (歳)			業種別		1官公署 2公社公団等 3農 業 4林 業 5漁 業 6鉱 業 7建設業 8製造業 9卸・小売業 10不動産業 11金融保険業 12運輸業 13電気ガス業 14通信業 15サービス業 16その他														
④職務上の 地 位				⑨ 使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数	使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数		乗 用			貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計			
⑤ 副安全運転 管理者が運 転免許を持 つている場 合(免許証 の写しを提 出する場合 は記入不要)	免 許 の 種 類				免 許 種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	輕	大 型	中 型	準 中 型	普 通	輕						
	免 許 年 月 日				一 種	二 種	一 種	二 種			中 型	一 種	二 種	一 種	二 種						
	免 許 番 号				二 種						大 特										
	交 付 年 月 日				一 種						大 自										
	交 付 公 安 委 員 会				二 種						自 二									計	
⑥ 副安全運転 管理者の勤 務の態様	勤 务	日勤 隔日 その他()			⑩ 使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数	使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数		乗 用			貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計		
	補 助 者 の 有 無	あり(名) なし				免 許 種 别	大 型	中 型	準 中 型	普 通	輕	大 特									
						一 種	二 種	一 種	二 種			大 特									
						二 種						大 自									
						一 種						自 二									
⑦ 運 転 管 理 等 の 経 験	勤 務 期 間		勤 務 所 名	職 名	⑪ 前 副 安 全 運 転 管 理 者	使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数		乗 用			貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計		
	自 · · 至 · ·					免 許 種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	輕	大 特									
	自 · · 至 · ·					一 種	二 種	一 種	二 種			大 特									
	自 · · 至 · ·					二 種						大 自									
	自 · · 至 · ·					一 種						自 二									
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										
	自 · · 至 · ·				二 種						二 種										
	自 · · 至 · ·				一 種						一 種										

届出の種別
該当する種別に○印。

- ・管理者の選任… **選任**
- ・管理者の解任… **解任**
- ・管理者の交代… **選任、解任**
- ・届出事項の変更… **届出事項を変更**

①選任年月日
管理者を選任した日を記載する。
交代の場合は⑪に記載する解任日と同一となる。

②安全運転管理者氏名
運転免許証等のとおり正確に記載する。

③資格要件
該当する要件に○印。
※年齢については20歳以上（副安全運転管理者がいる場合には30歳以上）の者であることが要件。

④職務上の地位
「代表取締役、専務、常務、所長、支店長、課長、係長、主任、係員」等の具体的な役職を記載する。

⑤安全運転管理者の運転免許
運転免許証の内容を正確に記載する。
運転免許証の写しを提出する場合は記載する必要はない。

⑥安全運転管理者の勤務の態様
該当する勤務態様に○印。
補助者の有無について○印。
「あり」に○印をつけた場合は()内に人数を記載する。

⑦運転管理等の経験
運転管理等の経験を記載する。
運転の管理経験は資格要件で定める年数以上がなければならない。

安全運転管理者に関する届出書記載要領

別紙様式第11号（第16条関係）	
届出書	
安全運転管理者に関する届出書	
奈良県公安委員会 殿	
安全運転管理者を選任、解任、 届出事項を変更したのを 届け出ます。	
届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 住所	
年 月 日	
(略)	
① 選任年月日	年 月 日
② 安全運転 管理者氏名	(ふりがな)
③ 資格要件	生年月日 (年 齢) 年 月 日 (歳)
④ 職務上の地位	
⑤ 安全運転管理者の運転免許	
⑥ 安全運転管理者の勤務の態様	
⑦ 運転管理等の経験	
備考	
別紙様式第11号（第16条関係）	
届出書	
安全運転管理者に関する届出書	
奈良県公安委員会 殿	
安全運転管理者を選任、解任、 届出事項を変更したのを 届け出ます。	
届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 住所	
年 月 日	
(略)	
① 選任年月日	年 月 日
② 安全運転 管理者氏名	(ふりがな)
③ 資格要件	生年月日 (年 齢) 年 月 日 (歳)
④ 職務上の地位	
⑤ 安全運転管理者の運転免許	
⑥ 安全運転管理者の勤務の態様	
⑦ 運転管理等の経験	
備考	

届出日…管理者を選任した日ではなく、届出をする日を記載する。
届出者…自動車の使用者からの届出となることから、原則として事業所の名称及び代表者の氏名を記載する。
住所…事業所の所在地を正確に記載。

⑧使用の本拠
・名称…営業所名等（○○株式会社○○営業所等）まで正確に記載する。
・位置…所在地を正確に記載する。
・業種別…該当する業種に○印。
複数の業種に該当する事業所は主たる業種に○印。

⑨自動車台数
使用する自動車の台数を記載する。
二輪車は0.5台と記載することなく、そのままの台数を記載する。

⑩運転者数
・免許種別…複数の免許を保有している者は最上位の免許で計上する。
・専従…通常業務で運転を担当する者の数を記載する。
・予備…事務員、アルバイト従業員等の業務上で運転する可能性がある者の数を記載する。

⑪前安全運転管理者
解任の場合（交代を含む）に実際の解任日を記載する。
該当する事由に○印。
「その他」の場合は()内に具体的な事由を記載する。
「解任命令」は公安委員会の命令により解任する場合に該当する。

届出事項を変更した場合に変更日（分社日、転出日等）及び変更前の届出事項（旧名称、旧所在地等）を記載する。
その他参考事項があれば記載する。

副安全運転管理者に関する届出書記載要領

別紙様式第12号(第16号開設)																						
監査登録番号 (支管)																						
副安全運転管理者に関する届出書																						
奈良県公安委員会 段																						
副安全運転管理者を退任・解任 届出事項を変更したので																						
届出者名の氏名及び法人の 名前及び代表者の氏名																						
住所																						
届け出ます。																						
(電記)																						
① 通任年月日	年 月 日	⑩ 姓名																				
② 副安全運転 管理者由来	(上記登記)		⑪ 住居																			
③ 資格要件	生年月日 (年 齢)	年 月 日 (燃)	⑫ 本拠地	運転の実績期間 1 年以上																		
				1	1 古公審	2 公社公团等	3 業 種	4 井 種	5 旗 種	6 鈴 種	7 旗起業	8 旗造業	9 附・小売業	10 不動産業	11 金融保険業	12 運輸業	13 電気ガス業	14 通信業	15 サービス業	16 その他		
				2	運転の実績期間 3 年以上																	
				3	公委員会の認定																	
④ 取扱上の 地位			⑬ 使用の本拠地	⑭ 用途	貨物	大型	小型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	計	
⑤ 副安全運転 管理者が運 転免許を持 っている場合 (希望登 出する場合 は記入不要)	免許の種類		⑮ 目的	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	
	免許年月日			免許種別	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	新
	免許番号			自動車台数	免許種別	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型	普通	大型	中型
	交付年月日			免許使用	免	持	有	免	持	有	免	持	有	免	持	有	免	持	有	免	持	
	交付公委員会			免許登録	免	持	有	免	持	有	免	持	有	免	持	有	免	持	有	免	持	
⑥ 勤務期間	勤務地	日勤 週日 その他()	⑰ 前 副 安 全 運 転 管 理 者 の 選 択	勤務者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録	補助者登録		
⑦ 通 勤 管 理 等 の 選 択	勤務期間	勤務所名	職名	⑱ 解任年月日																		
自 . . . 至 . . .				氏 名																		
自 . . . 至 . . .				解任事由	1 死亡 2 退職 3 退任 4 解任命令 5 その他()																	
自 . . . 至 . . .																						
自 . . . 至 . . .																						
自 . . . 至 . . .																						
備考																						

届出の種別

該当する種別に○印。

- ・管理者の選任…**選任**
 - ・管理者の解任…**解任**
 - ・管理者の交代…**選任、解任**
 - ・届出事項の変更…**届出事項を変更**

①選任年月日

管理者を選任した日を記載する。
交代の場合は⑪に記載する解任日と同一となる。

②副安全運転管理者氏名
運転免許証等のとおり

③資格要件
該当する要件に○印。
※年齢については20歳以上の者であるこ
とが要件。

④職務上の地位

④中間層上の地位
「代表取締役、専務、常務、所長、支店長、課長、係長、主任、係員」等の具体的な役職を記載する。

⑤副安全運転管理者の運転免許
運転免許証の内容を正確に記載する。
運転免許証の写しを提出する場合は記載する必要はない。

⑥副安全運転管理者の勤務の態様
該当する勤務態様に○印。
補助者の有無について○印。
「あり」に○印をついた場合は()内に人数
を記載する。

⑦運転管理等の経験
運転管理等の経験を記載する。
運転の管理経験は資格要件で定める年数以上がなければならない。

届出日…管理者を選任した日ではなく、届出をする日を記載する。

届出者…自動車の使用者からの届出となることから、原則として事業所の名称及び代表者の氏名を記載する。
住所…事業所の所在地を正確に記載。

⑧ 使用の本拠

- ・名称…営業所名等（〇〇株式会社〇〇営業所等）まで正確に記載する。
 - ・位置…所在地を正確に記載する。
 - ・業種別…該当する業種に〇印。
複数の業種に該当する事業所は
主たる業種に〇印。

⑨自動車台数

~ 使用する自動車の台数を記載する。
二輪車は0.5台と記載することなく、そのままの台数を記載する。

⑩運転者数

- ・免許種別…複数の免許を保有している者は最上位の免許で計上する。
 - ・専従…通常業務で運転を担当する者の数を記載する。
 - ・予備…事務員、アルバイト従業員等の業務上で運転する可能性がある者の数を記載する。

⑪前副安全運転管理者

解任の場合(交代を含む)に実際の解任日を記載する。

該当する事由に○印。

「その他」の場合は()内に具体的な事由を

「解任命令」は公安委員会の命令により解任する場合に該当する。

届出事項を変更した場合に変更日（分社日、転出日等）及び変更前の届出事項（旧名